

# 矢板市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱

建設課

## (目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図るため、市が耐震診断士を派遣することにより、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての木造住宅又は店舗等兼用の木造住宅のうち、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習、又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

## (対象住宅)

第3条 対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内にある住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅又は同年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅で同年6月1日以降に過半未満を増築した木造住宅

(2) 木造 2 階建て以下の在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法により建築された一戸建ての木造住宅

(3) 賃貸を目的としない木造住宅（矢板市空き家バンク実施要綱に基づき、賃貸として登録した物件は除く。）

（耐震診断の実施）

第 4 条 市長は、対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。

2 前項の耐震診断士の派遣及び耐震診断に係る費用については市の負担とし、予算の範囲内で実施する。

3 市長は、第 1 項に規定する耐震診断を市長が適当と認める団体（以下「業務委託先」という。）に委託することができる。

（派遣の申込）

第 5 条 耐震診断士の派遣を希望する者は耐震診断士派遣申込書（別記様式第 1 号）により市長に申し込まなければならない。

2 前項の耐震診断士の派遣を申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象住宅を所有（共有を含む。以下同じ。）する個人又は当該所有者の 3 親等以内の親族で当該木造住宅に居住する者

(2) 本要綱による耐震診断を初めて受ける者

(3) 廃止前の矢板市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）による補助を受けていない者

(4) 国税、県税及び市税を滞納していない者

（派遣の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申込みが適正であると認めたときは、耐震診断士派遣決定通知書（別記様式第 2 号）により申込者に通知するとともに、耐震診

断士派遣依頼書（別記様式第3号）により業務委託先に耐震診断士の派遣を依頼するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申込みが適正でないとき、耐震診断士を派遣しない旨の通知（別記様式第4号）により、申込者に通知しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、正当な理由があると認める場合は、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、耐震診断士派遣取消通知書（別記様式第5号）により申込者に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、申込者に対し、期限を定めて診断に係る費用の賠償を請求することができる。

（結果報告）

第8条 耐震診断士は、第4条第1項の業務を完了したときは、耐震診断実施結果報告書（別記様式第6号）により申込者に報告しなければならない。

- 2 申込者は、前項の報告を受けたときは、耐震診断士派遣完了報告書（別記様式第7号）により市長に報告しなければならない。

（申込者に対する助言）

第9条 市長は、申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。